

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月24日

【事業年度】 第61期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

【会社名】 株式会社ベネッセホールディングス

【英訳名】 Benesse Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 原田 永幸

【本店の所在の場所】 岡山市北区南方三丁目7番17号

【電話番号】 086(225)1165(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO アリフ・イクバル

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(5320)3502

【事務連絡者氏名】 Group Controller 齋藤 直人

【縦覧に供する場所】 株式会社ベネッセホールディングス東京本部
(東京都新宿区西新宿二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月29日に提出いたしました第61期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員 の 状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

当社のコーポレート・ガバナンスの体制

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

5 【役員 の 状況】

（訂正前）

男性11名、女性1名（役員のうち女性の比率8%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
（省略）						
取締役	-	辻村 清行	昭和25年1月11日生	昭和50年4月 日本電信電話公社入社 平成13年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役 平成16年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ常務取締役 平成17年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役常務執行役員 平成20年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長 平成24年6月 ドコモエンジニアリング(株)代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役（現） 平成26年6月 ドコモエンジニアリング(株)（現(株)ドコモCS）相談役（現）	（注）3	0
（省略）						
計						17

（注） （省略）

(訂正後)

男性11名、女性1名(役員のうち女性の比率8%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
(省略)						
取締役	-	辻村 清行	昭和25年1月11日生	昭和50年4月 日本電信電話公社入社 平成13年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役 平成16年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ常務取締役 平成17年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役常務執行役員 平成20年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長 平成24年6月 ドコモエンジニアリング(株)代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役(現) ドコモエンジニアリング(株)(現(株)ドコモCS)相談役 平成26年11月 東京工業大学特任教授(現)	(注)3	0
(省略)						
計						18

(注) (省略)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

当社のコーポレート・ガバナンスの体制

(訂正前)

(省略)

[取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との責任限定契約の状況]

社外取締役である岩瀬大輔氏との間には平成25年6月に、岩田真二郎、辻村清行及び福武英明の各氏との間では平成26年6月に、安田隆二氏との間では平成27年6月に、また監査役である和田朝治氏との間では平成18年6月に、松本芳範及び桜木君枝の各氏との間では平成27年6月に、役員がその職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額が損害賠償の額となる旨の責任限定契約を締結しております。

(以下、省略)

(訂正後)

(省略)

[取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との責任限定契約の状況]

社外取締役である岩瀬大輔氏との間には平成25年6月に、岩田真二郎、辻村清行及び福武英明の各氏との間では平成26年6月に、安田隆二氏との間では平成27年6月に、また監査役である和田朝治氏との間では平成18年6月に、松本芳範、桜木君枝及び出雲栄一の各氏との間では平成27年6月に、役員がその職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額が損害賠償の額となる旨の責任限定契約を締結しております。

(以下、省略)